

令和8年第1回水巻町議会 定例会 会議録

令和8年第1回水巻町議会定例会は、令和8年3月2日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	水ノ江晴敏
2番	山口秀信	9番	亀元公一
3番	高橋恵司	10番	岡田選子
4番	中山恵	11番	井手幸子
5番	廣瀬猛	12番	住吉浩徳
6番	名倉亮介	13番	近藤進也
7番	松野俊子	14番	垣内美由紀

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 吉 田 功

係長 ・ 野 村 育 美

再任用 ・ 蔵 元 竜 治

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	松 井 努
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	舩 津 未 華
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	洞ノ上 浩 司	下 水 道 課 長	佐 藤 治
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	高 祖 睦
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	服 部 達 也
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 美 穂

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和 8 年 3 月 定例会
(第 1 回)

本会議 会議録

令和 8 年 3 月 2 日

水 卷 町 議 会

令和 8 年 第 1 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 8 年 3 月 2 日

午前 10 時開会・開議

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 8 年第 1 回水巻町議会定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

議 長（白石雄二）

日程第 1、会議録署名議員の指名について。

今期定例会の会議録署名議員に 8 番 水ノ江議員、9 番 亀元議員を指名いたします。

日程第 2 会期について

議 長（白石雄二）

日程第 2、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より 3 月 19 日まで 18 日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって会期は、3 月 19 日まで 18 日間と決しました。

日程第 3 同意第 1 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、同意第 1 号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

同意第 1 号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員会委員 西住哲雄氏の任期が、令和 8 年 3 月 31 日で満了となりますが、再度選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

よろしく、お願いいたします。

日程第 4 報告第 1 号

議 長（白石雄二）

日程第 4、報告第 1 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 1 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の報告について。

今回の補正予算は、12 月議会において議決いただきました生活支援商品券発行事業に続き、国が総合経済対策として実施する物価高対応子育て応援手当給付事業を迅速に行うため、所要の補正を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものです。予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9,300 万円を追加し、135 億 2,100 万円としております。

歳出予算につきましては、民生費において、ゼロ歳から 18 歳までの子ども 1 人当たり 2 万円を給付する物価高対応子育て応援手当に 9,000 万円、その他事務費に 300 万円を計上しています。

歳入予算につきましては、国庫支出金 9,300 万円を増額しています。

よろしく、お願いいたします。

日程第 5 報告第 2 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、報告第 2 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 2 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告について。

今回の補正予算は、衆議院の解散に伴う総選挙に係る経費について、所要の補正を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものです。予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,400 万円を追加し、135 億 3,500 万円としております。

歳出予算につきましては、衆議院議員総選挙費として、期日前投票事務や選挙公報折り込みなどの委託料 179 万 6,000 円のほか、郵送料やポスター掲示板作成などの役務費 503 万 3,000 円など、1,400 万円を計上しています。

歳入予算につきましては、県支出金 1,378 万 2,000 円、繰越金 21 万 8,000 円を増額しています。

よろしく、お願いいたします。

日程第 6 報告第 3 号 / 日程第 7 議案第 4 号 / 日程第 8 議案第 5 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、報告第 3 号 高松町営住宅外部改善（22 号棟）工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について、日程第 7、報告第 4 号 高松町営住宅外部改善（24 号棟）工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について、及び日程第 8、報告第 5 号 高松町営住宅外部改善（23 号棟）工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告についての 3 案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第3号 高松町営住宅外部改善（22号棟）工事第1回変更請負契約に係る専決処分の報告について、報告第4号 高松町営住宅外部改善（24号棟）工事第1回変更請負契約に係る専決処分の報告について、報告第5号 高松町営住宅外部改善（23号棟）工事第1回変更請負契約に係る専決処分の報告について。以上3件につきましては、関連がありますので一括で報告させていただきます。

令和7年9月19日付でそれぞれ議会の議決を得ました、高松町営住宅22号棟、24号棟及び23号棟の外部改善工事の第1回変更請負契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

まず、請負金額につきましては、高松町営住宅外部改善22号棟工事の変更前の請負金額6,976万6,400円に対し、25万9,600円を減額し、変更後は6,950万6,800円、高松町営住宅外部改善24号棟工事の変更前の請負金額6,626万8,400円に対し、216万400円を増額し、変更後は6,842万8,800円、高松町営住宅外部改善23号棟工事の変更前の請負金額6,305万2,000円に対し、590万1,500円を増額し、変更後は6,895万3,500円としています。

なお、それぞれの工事の主な変更内容は、次の2点が共通で、1点目は、足場設置後の詳細調査の結果、外壁補修の数量を変更。2点目は、集合ポストの数量変更。24号棟の工事のみ、共用廊下エクスパンションジョイント部の手すりパネルの取替え。以上の理由及び内容によりまして、設計を変更し、請負金額の変更を行うものです。

よろしく、お願いいたします。

日程第9 報告第6号

議 長（白石雄二）

日程第9、報告第6号 吉田小学校体育館空調設備新設工事（再）第1回変更請負契約に係る専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町 長（美浦喜明）

報告第6号 吉田小学校体育館空調設備新設工事（再）第1回変更請負契約に係る専決処分の報告について。

令和7年9月19日付で議会の議決を得ました、吉田小学校体育館空調設備新設工事（再）の第1回変更請負契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

まず、請負金額につきましては、変更前の5,596万8,000円に対し、105万6,000円を減額し、変更後は5,491万2,000円としています。

なお、工事の主な変更内容は、次の4点で、1点目は、空調ドレン排水方式の変更。2点目は、空調機の位置変更に伴うガラス改修等の取りやめ。3点目は、電気工事の材料変更及び数量精査。4点目は、電力引込工事費負担金の追加。以上の理由及び内容によりまして、設計を変更し、請負金額の変更を行うものです。

よろしく、お願いいたします。

日程第 10 議案第 1 号 / 日程第 11 議案第 2 号

議 長（白石雄二）

日程第 10、議案第 1 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、及び日程第 11、議案第 2 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての 2 案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 1 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 2 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。以上 2 つの議案につきましては、関連がありますので一括して提案させていただきます。

今回の改正は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に合わせ、本町におきましても同様の給与改定を行うものです。改正内容につきましては、高卒・大卒程度の職員の初任給及び若年層の職員のみ重点的な号俸の引上げだけでなく、その他の職員についても大きな引上げとなっており、本改正を令和 7 年 4 月に遡り適用します。なお、ボーナスである期末手当及び勤労手当の支給月数については、職員及び再任用職員ともに、年間で 0.05 月分引上げるものです。

その他の主な改正としまして、地域手当の改正、駐車場等の利用に対する通勤手当の新設など、所要の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 12 議案第 3 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、議案第 3 号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 3 号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について。

今回の改正は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、本町におきましても同様の給与改定を行うものです。改正内容につきましては、常勤特別職の期末手当の支給月数を国家公務員指定職に準じて 0.025 月分引上げるものです。

よろしく、御審議をお願いします。

日程第 13 議案第 4 号

議 長（白石雄二）

日程第 13、議案第 4 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 4 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 7 号）について。

今回の補正予算は、国の補正予算成立に伴い、補助事業として採択された小中学校施設改修等事業の費用を計上したほか、予算不足が見込まれる事業について増額補正するなど、所要の補正をお願いするものです。予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 億円を追加し、141 億 3,500 万円としております。

歳出予算の主なものにつきましては、まず、総務費において、退職手当を 4,510 万 5,000 円増額するほか、各種システム改修事業 292 万 6,000 円などを計上しております。次に、教育費において、体育館空調設備工事や給排水設備更新工事など小中学校施設改修等事業 5 億 5,020 万円を計上しております。そのほか、でかにんにく事業 420 万円、曲川及び鯨瀬排水機場の各委託料 500 万円などを増額しています。また、定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所の応募がなかったため、介護施設等整備事業補助金 1,328 万円を減額しております。

なお、今回の補正予算に計上しております、各種システム改修事業、でかにんにく事業及び小中学校施設改修等事業などについては、年度内に事業の完了が見込めないことから繰越明許費の設定を行っております。

歳入予算につきましては、分担金及び負担金 543 万 8,000 円、国庫支出金 4 億 4,730 万円、前年度繰越金 1,080 万 2,000 円、町債 3 億 8,400 万円を増額し、また、県支出金 1,264 万 5,000 円、繰入金 2 億 3,489 万 5,000 円を減額しています。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 14 議案第 5 号 / 日程第 15 議案第 6 号

議 長（白石雄二）

日程第 14、議案第 5 号 水巻町特別職職員の旅費に関する条例の一部改正について、及び日程第 15、議案第 6 号 水巻町一般職職員等の旅費に関する条例の一部改正についての 2 案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 5 号 水巻町特別職職員の旅費に関する条例の一部改正について、議案第 6 号 水巻町一般職職員等の旅費に関する条例の一部改正について。以上 2 つの議案につきましては、関連がありますので一括して提案させていただきます。

今回の改正は、物価上昇などの影響を受け、宿泊料が高騰し、また国家公務員及び県職員と比較し宿泊料の乖離があり、本条例で規定している宿泊料では不足が生じるため、所要の改正を行うものです。改正内容としましては、宿泊料を現在の 13,000 円から 15,000 円とし、東京都の区及び政令指定都市については 19,000 円に改正するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 16 議案第 7 号

議 長（白石雄二）

日程第 16、議案第 7 号 水巻町行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 7 号 水巻町行政手続条例の一部改正について。

令和 5 年 6 月 16 日に公布されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法が改正され、令和 8 年 5 月 21 日からの施行が決定したことから、本条例の一部を改正するものです。

改正内容としましては、公示送達の方法に、これまでの掲示場への掲示に加え、インターネット等を用いる公示送達の方法を追加するなどの所要の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 17 議案第 8 号

議 長（白石雄二）

日程第 17、議案第 8 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 8 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正について。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援納付金を徴収することになったことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正内容としましては、令和 8 年度から創設される「子ども・子育て支援金制度」により、従来分の基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分及び介護納付金課税額分の保険税に加え、子ども・子育て支援金分の保険税を賦課徴収するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 18 議案第 9 号

議 長（白石雄二）

日程第 18、議案第 9 号 水巻町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 9 号 水巻町営住宅設置及び管理条例の一部改正について。

今回の改正は、吉田町営住宅住替事業の進捗に伴い、令和 7 年度に除却が完了する住棟について、本条例の別表から削除する必要があるため、本条例を改正するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 19 議案第 10 号

議 長（白石雄二）

日程第 19、議案第 10 号 水巻町いじめ防止対策の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 10 号 水巻町いじめ防止対策の推進に関する条例の制定について。

児童・生徒のいじめ防止の基本方針の策定及びいじめ防止対策の推進を制度化するとともに、いじめの重大事案が発生した場合に早急に調査を実施し、事態の解決を図るため本条例を制定するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 20 議案第 11 号

議 長（白石雄二）

日程第 20、議案第 11 号 水巻町立学校の施設の開放に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 11 号 水巻町立学校の施設の開放に関する条例の一部改正について。

今回の改正は、全ての小中学校の体育館に空調設備が今後整備されることから、学校外のスポーツ活動に使用する際に、使用料以外に冷暖房料が発生するため、本条例を改正するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 21 議案第 12 号

議 長（白石雄二）

日程第 21、議案第 12 号 水巻町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 12 号 水巻町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

「こども誰でも通園制度」が創設され、生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月の一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度が、令和 8 年 4 月 1 日から開始されます。

昨年の 12 月議会において、乳児等通園支援事業を実施するための設備及び運営の基準を定める条例を制定いたしました。今回は、事業者が給付を受けるための子ども・子育て支援法に基づく町からの確認事項の基準について、条例を制定するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 22 議案第 13 号

議 長（白石雄二）

日程第 22、議案第 13 号 水巻町保育所設置条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 13 号 水巻町保育所設置条例の一部改正について。

「こども誰でも通園制度」の創設に当たり、乳児等通園支援事業を町立保育所である水巻町第二保育所で実施するに当たって、保護者負担となる利用料を規定する必要があることから本条例を改正するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 23 議案第 14 号

議 長（白石雄二）

日程第 23、議案第 14 号 町道の路線認定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 14 号 町道の路線認定について。

猪熊九丁目、猪熊七丁目及び二西一丁目地内の住宅開発に伴い新設する道路3路線について、町道に認定するべく、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 24 議案第 15 号

議 長（白石雄二）

日程第 24、議案第 15 号 令和 8 年度水巻町一般会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 15 号 令和 8 年度水巻町一般会計予算について。

令和 8 年度の水巻町一般会計予算の提案に当たり、町政に関する所信の一端と施策の概要について申し述べ、町民並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年 11 月に町長として 4 期目を迎えることになり、引き続き町政運営の重責を担わせていただくこととなりました。この 3 期 12 年間で様々な公約を実現してきましたが、4 期目の 4 年間につきましても、これまで同様、スピード感と責任感をもって各種公約を実現してまいります。

まずは、令和8年度から取り組む公約についてですが、始めに小中学校給食費についてです。今までは学校給食費の一部補助を行っていましたが、子育て世代の就学に伴う経済的負担を少しでも軽減するべく、令和8年4月から小中学校給食費の無償化を実施します。

次に、長年検討を進めてきました保育料の軽減についてです。さらに安心して子育てできる「住みよき水巻」を目指し、子育て支援を力強く推進するため、令和8年4月から第2子以降の保育料を無償化いたします。

次に、健康・福祉においては、令和7年度に定期接種化された带状疱疹について、加齢リスクがあるため、65歳以上の希望者が带状疱疹ワクチンを任意接種できるように取り組みます。町民の発症予防と合併症予防を図るとともに健康寿命の延伸を目指してまいります。

このほかにも、令和8年度予算の編成に当たりましては、「第3期水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本とし、各種計画に基づいた施策を推進し、限られた財源で必要な行政サービスを行うとともに、住民の皆様の子育て支援の拡充や教育環境の整備、医療・福祉の充実、交通利便性の確保など、町の将来を見据えた施策をさらに推し進めてまいります。

それでは、令和8年度の主な事業につきまして、御説明いたします。

まず、「教育・生涯学習」分野についてですが、小中学校給食費についてです。冒頭に申し上げた給食費無償化に加え、物価高騰の影響で食材価格が上昇しているため、令和7年度に給食費を改定いたしました。令和8年度についてもさらに500円ずつ給食費を改定します。今後も、安全でおいしい、栄養バランスの取れた学校給食の提供を行ってまいります。

学校の施設整備におきましては、国の補正予算において補助事業に採択されました小中学校体育館空調設備新設工事、猪熊小学校給排水設備更新工事、中学校インターホン設置工事などにつきましては、令和7年度水巻町一般会計予算に増額補正し繰越事業として本年度中に、子どもたちの安全・快適な教育環境を確保するため実施いたします。

また、各小中学校プールの老朽化に伴い検討していた水泳指導業務については、順次委託を行い、快適でより専門的な泳力指導を行ってまいります。

さらに、町の体育施設で中心的な役割を担う総合運動公園の第1管理棟については、外壁等の改修を行うことで多くの町民の皆様が安心して利用できる環境整備に取り組みます。

次に「子育て」分野でございます。次代を担う子どもたちを町全体で育み、産み育てやすい環境を整えるため、保育料の第2子以降無償化といった軽減措置に加え、次の施策にも積極的に取り組み、子育て支援の充実した町づくりを進めます。

まず、乳児等通園支援事業を開始いたします。この事業は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に保育所等を利用できることとなります。

次に、私立保育施設における保育人材の確保、定着及び離職防止に向けて奨学金の返済支援や家賃補助といった経済的支援を実施する保育人材確保推進事業を実施することで、受入れ児童数を増やし、待機児童の解消を図ります。

続きまして「健康・福祉」分野での取組です。町は、母子保健法に基づく妊婦健診の助成を、より望ましい基準に近づけるため、助成額を増額いたします。今後、妊婦健診による経済的負

担の緩和と、安心して妊娠期を過ごし、安全な分娩などの出生支援につなげてまいります。

また、加齢性難聴による閉じこもりや認知機能の低下を防ぎ、コミュニケーションの機会を確保するため、高齢者補聴器購入費助成事業を実施し、介護予防や社会参加につなげ、町民の社会生活の維持向上を図ってまいります。

次に「都市基盤」分野です。令和6年度に実施した町営住宅既存ストック活用可能性調査の結果を踏まえ、町営住宅の持つ住宅セーフティネット機能の維持と町の財政状況を考慮した上で、エレベーターの設置について検討を重ねてまいりました。このたび令和8年度から一部の町営住宅にエレベーターを設置するとともに、その進捗状況を踏まえ、高松町営住宅利便性向上事業を開始して居住者の生活環境の向上に努めてまいります。

また、町の顔であるJR水巻駅については、JRとの協議が整いましたので、JR水巻駅南口の券売装置を取り替え、日々御利用いただいている住民の皆様の利便性を向上いたします。

さらに、JR東水巻駅では、令和7年度にログハウス建築コンテストにおいて、国土交通大臣賞のログハウス大賞を受賞しています。これは、37年の長きにわたり、地元の拠点として活躍していることや美しさ、メンテナンスについて評価を受けたものです。この今回いただいた評価を今後も維持し続けていくため、改修工事を実施いたします。

次に、令和7年4月1日から試行していた町内巡回バス及び通勤通学バスは、いよいよ令和8年4月1日から本格運行を開始いたします。実証運行期間中には、町民の皆様からいただいた様々な御意見を基に、改善を加えてまいりました。今後も、皆様の利用状況等を把握しながら、本町にとって、より最適な公共交通体系並びに運行ルートを構築してまいります。

また、公園事業につきましては、引き続き、明神ヶ辻山自然公園ほか2か所の周辺整備を中心として、利用者の安全性や快適性の確保のため、要望が寄せられていた展望台からの眺望改善や老朽化した設備などの改修を行います。

最後に「その他」の取組です。昭和60年に建築した庁舎については、近年水漏れや外壁の落下が起こっているため、外部改善工事を実施します。また、車いすを使用されている方等の駐車場につきましては、庁舎に一番近い位置に移設して、駐車場及び通路上に屋根を設置するなど利用者の利便性向上を図ります。

次に、多くの来場者が見込まれるコスモスまつりは、町をPRする絶好の機会であり、令和8年度においても会場周辺にコスモスを咲かせていただくための作付及び管理経費を計上するなど、コスモスまつりの原点である「花を咲かせるまちづくり」により町のイメージアップを図り、「住みたくなる町」「住み続けたい町」へとつなげてまいります。

また、地域の消費喚起や町民、商工業事業者を下支えするため、令和8年度については、商工会のプレミアム付商品券の発行支援を拡充いたします。

以上が、令和8年度のまちづくりの主要な施策でございます。これら諸事業を実施することで、住んで良かったと感じていただける「住みよき水巻」に向けて、魅力あるまちづくりを推進してまいります。

それでは、令和8年度の一般会計当初予算の概要につきまして御説明します。予算総額は125億6,000万円、前年度と比較しますと1億6,000万円の増額となっています。

それでは、まず歳入予算でございますが、町税は、前年度当初予算との比較で4,372万6,000

円増の28億5,877万6,000円を見込んでいます。前年度から法人町民税と軽自動車税は減収見込みとなっておりますが、個人町民税や固定資産税は増収の見込みです。その他の税目についても、それぞれ増収を見込んでいます。

地方消費税交付金は、民間最終消費支出の増加見込みの影響により、2,000万円増の6億2,000万円を見込んでおります。

地方特例交付金につきましては、環境性能割の廃止を受け、自動車税減収補填特例交付金1,000万円、軽自動車税減収補填特例交付金380万円がそれぞれ増となり、3,550万円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、経済・物価動向や人件費増等による地方負担の増額、臨時財政対策債償還基金費の創設などを見込み、普通交付税は前年度に比べ7,000万円増の28億6,000万円、特別交付税は1億9,000万円を見込んでいます。

分担金及び負担金につきましては、第2子以降の保育料無償化などにより、私立保育所保育料及び公立保育所保育料の減収を見込んでいます。

国庫支出金につきましては、障害者福祉費関連負担金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などが増となりましたが、総務費国庫補助金や土木費国庫補助金がそれぞれ減額になったことから、8,601万9,000円減額の22億5,808万9,000円を見込んでいます。

県支出金につきましては、教育費の給食費負担軽減交付金や障害者福祉費関連負担金が主な増額の要因となっており、前年度より1億100万7,000円増額の12億6,446万9,000円となっています。

寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の返礼品等の見直しや企業版ふるさと納税寄附金の推進により、2,200万円増額を見込んでいます。

繰入金につきましては、10億729万3,000円と前年度に比べ1億5,558万6,000円の増となっています。そのうち、歳入不足を補うための財政調整基金は、7,000万円増え7億2,000万円を見込んでいます。

町債は、公共施設等の改修等に伴い借り入れる公共施設等適正管理推進事業債が1億5,750万円、公共事業等債1億50万円、公営住宅建設事業債7,910万円などを計上しましたが、学校関係施設が国の補正予算において補助事業に採択されたため関係する町債が減となり、前年比1億400万円減の3億8,390万円となっています。なお、一般会計における地方債残高は、令和8年度末には70億6,590万9,000円となる見込みであり、そのうち臨時財政対策債残高が全体の36.1%を占める25億5,057万1,000円となります。

次に、歳出予算です。まず、前年度と比較して増加しているものを説明いたします。

人件費において、退職手当は減額となりましたが、人事院勧告に伴う給与改定に準じた町職員の給料等の増加、そして会計年度職員の勤勉手当等が増額となったため、前年度に比べ6,933万8,000円の増となり、18億1,997万1,000円を計上しています。

次に、扶助費です。子どものための教育・保育給付費や更生医療費、児童手当が減となりましたが、障害者福祉費関連経費などが増となったことから、1億2,196万円増額の37億2,739万2,000円となっています。

次に、積立金は、普通建設事業費の単独事業が増加したため、公共施設等整備基金積立金が

減額となりましたが、普通交付税に算定された臨時財政対策債償還基金費分の減債基金への積立金やふるさと応援基金積立金の増により、前年度より 7,345 万 8,000 円増額の 3 億 6,973 万 5,000 円を見込んでいます。

そのほか、補助費等では、遠賀・中間地域広域行政事務組合負担金や水巻駅南口券売装置取替負担金などの増で、増額となっています。繰出金では、後期高齢者医療特別会計繰出金や介護保険広域連合繰出金などにより増額となったほか、公債費や投資及び出資金が増額となっています。

一方、前年度に比べて減少した歳出予算についてですが、物件費においては、システム標準化・共通化改修費の減、普通建設事業費は高松町営住宅外部改善工事や学校関係施設の工事量の減により減額となったほか、維持補修費が減額となっています。

以上が、令和 8 年度一般会計予算の概要でございます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 25 議案第 16 号

議 長（白石雄二）

日程第 25、議案第 16 号 令和 8 年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 16 号 令和 8 年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算について。

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える地域の医療保険として、住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献しています。

本町におきましては、これまで国民健康保険の適正かつ安定的な事業運営を図るため、保険税の負担の見直しや収納率向上による財源の確保、ジェネリック医薬品の普及促進、医療費通知による啓発、レセプト点検の強化等による医療費の適正化、特定健診・特定保健指導等による疾病予防対策の強化などに取り組んでまいりました。

令和 8 年度は、国の子ども未来戦略「加速化プラン」による子ども・子育て世帯を支える新しい仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が始まります。このため、歳入の国民健康保険税、歳出の国保事業費納付金などのそれぞれの内訳に子ども・子育て支援金にかかる額を計上しています。今後も地域医療を守り、国民皆保険を将来にわたり堅持していけるよう、国保財政の安定化のため、より一層努力してまいりたいと考えております。

令和 8 年度水巻町国民健康保険事業特別会計の当初予算規模は、前年度の当初予算に比べまして、1,500 万円減額の 33 億 3,500 万円としております。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税 4 億 6,842 万円、県支出金 24 億 6,951 万円、一般会計繰入金 3 億 2,474 万円であります。

次に歳出予算の主なものは、保険給付費 24 億 3,969 万円、国民健康保険事業費納付金 7 億 6,411 万円としております。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 26 議案第 17 号

議 長（白石雄二）

日程第 26、議案第 17 号 令和 8 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 17 号 令和 8 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について。

後期高齢者医療制度の運営につきましては、県下の全市町村が加入する福岡県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、医療費の給付、被保険者への保険料の賦課等の業務を行い、市町村は保険料の徴収、資格確認書の交付等の窓口業務、広域連合納付金の支払いなどを行っています。

福岡県の後期高齢者 1 人当たりの医療費は、令和 5 年度で 119 万 5,000 円と全国平均の約 1.23 倍と高く、広域連合では、「データヘルス計画」に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施や健康診査等に積極的に取り組み、高齢者の健康増進と医療費適正化を着実に進めていくこととしています。今後も運営主体であります広域連合と連携を取りながら、円滑で安定した制度運営に向け、後期高齢者医療の町の役割を堅実に努めてまいります。

令和 8 年度水巻町後期高齢者医療特別会計の当初予算規模は、前年度に比べまして 6,700 万円増額の 6 億 5,700 万円としております。

歳入予算の主なものは、後期高齢者医療保険料 4 億 7,305 万円、一般会計繰入金 1 億 8,038 万円であります。

次に歳出予算の主なものは、人件費や事務費などの総務費 1,213 万円、後期高齢者医療広域連合納付金 6 億 4,180 万円としております。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 27 議案第 18 号

議 長（白石雄二）

日程第 27、議案第 18 号 令和 8 年度水巻町公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 18 号 令和 8 年度水巻町公共下水道事業会計予算について。

本下水道事業会計予算は、排水人口を 2 万 4,720 人とし、年間総処理水量は約 220 万立法メートルを見込んでおります。また、令和 8 年度末の普及率を 98%に設定し、水洗化率は 93%に設定しております。建設改良工事につきましては、7 路線、総延長 1,450 メートルの管渠を施工し、公共下水道の整備促進に努めるとともに、改築工事についても進めてまいります。また、流域下水道事業につきましては、M I C S 事業に伴い、し尿受入施設の整備に対する建設負担金などを計上しております。

収益的収支につきましては、収入総額 8 億 2,075 万 3,000 円、支出総額 8 億 6,441 万 4,000 円、支出のほうが 4,366 万 1,000 円多くなっております。

収益的収入予算の営業収益の主なものは、下水道使用料 4 億 1,721 万 8,000 円で、営業外収益の主なものは、他会計補助金 2 億 3,686 万 9,000 円、長期前受金戻入 1 億 5,968 万 1,000 円としております。

収益的支出予算の営業費用の主なものは、管渠費 1,555 万 1,000 円、ポンプ場費 2,525 万円、流域下水道費 2 億 8,256 万 9,000 円、総係費 6,487 万円、減価償却費 3 億 8,130 万 1,000 円、営業外費用は、8,337 万 6,000 円としております。

次に資本的収支につきましては、収入が企業債 5 億 7,780 万円、国庫補助金 2 億円、受益者負担金 2,628 万円、出資金 9,386 万 2,000 円、収入総額は、8 億 9,794 万 2,000 円としております。

支出は、建設改良費 7 億 1,598 万 2,000 円、企業債償還金 4 億 3,864 万 7,000 円、投資その他資産 39 万 9,000 円、予備費 1,000 万円、支出総額は 11 億 6,502 万 8,000 円となり、2 億 6,708 万 6,000 円の不足額となります。不足額につきましては、内部留保資金で補填します。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 55 分 散会